

西目屋村過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月 策定

令和4年3月 第1回変更

青森県中津軽郡西目屋村

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 西目屋村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 事業計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	13
3 産業の振興	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 事業計画	18
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	18
4 地域における情報化	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	19
(3) 事業計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	19
5 交通施設の整備、交通手段の確保	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 事業計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
6 生活環境の整備	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 事業計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 事業計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
8 医療の確保	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	27
9 教育の振興	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	29

1 0 集落の整備	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	30
1 1 地域文化の振興等	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	31
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	32
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
過疎地域持続的発展特別事業分	34

1 基本的な事項

(1) 西目屋村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

(ア) 自然的条件

① 位置と地勢

本村は、津軽地域の南西部（青森県中津軽郡）に位置し、西方は西津軽郡深浦町、鱒ヶ沢町に接し、南方は秋田県、東北は弘前市と境を接している。

津軽地方の中心都市弘前市から 16km に位置し、村の総面積は 246.02k m²、三方を山に囲まれ全面積の 9 割以上が林野によって占められており、耕地面積は非常に少ない状況にある。

村のほぼ中央に津軽穀倉地帯の主要水源となっている岩木川（1 級河川）が流れており、岩木川に沿う形で村の動脈的役割を果たす主要地方道岩崎・西目屋・弘前線が弘前市から村の中央を横断している。

② 気候

本村は、細長い山峡の村であり気温は低い。夏は雨量が多く、冬は豪雪という日本海側気候を呈し、秋は早霜となり、11 月から 4 月にかけて降雪がみられ特別豪雪地帯に指定されている。

(イ) 歴史的条件

本村は、一般に目屋（メヤ）と呼ばれているが、目屋は昔「目谷」といわれ、尾太（オツプ）、長面（ナガオモテ）などの地名はアイヌ語の名残りといわれている。

平成 15 年に開始された津軽ダム埋蔵文化財調査による遺物の出土状況から、縄文時代草創期には、人々が生活していたことがうかがえる。

村市地区の鹿島神社には、大同 2 年（807 年）に創られたといわれる 2 体の毘沙門天が祀られており、その歴史の古さを物語っている。慶長 3 年（1597 年）に尾太金山が津軽為信公によって発掘されてからこの地域はようやく活気づき、最盛期には居森平地区に商町、旅籠町、山師町、吹屋町などおよそ 10 ヶ町が生まれ、千人を超す金堀りが従事して繁栄を極めたといわれる。しかし、明治に入り廃藩とともに尾太金山が一時中止となり、昔の隆盛も次第にさびれていくこととなる。

藩政時代は、鼻和庄駒越組に属し、田代村、杉ヶ沢村、白沢村、大秋村、村市村、藤川村、居森平村、砂子瀬村、川原平村と称された。

明治 4 年の廃藩置県以後は村用係がおかれ、ついで大区、小区制のもとに第三大区四小区津軽郡田代村となり、戸長役場が設けられ村の運営にあたった。

明治 16 年から田代村ほか 8 ヶ村に戸長を置き、村を統括し、戸長役場を田代村に建設し、明治 22 年町村制の施行によって戸長制を廃止し、各村は大字に改められ中津軽郡の管轄に入り西目屋村となった。

戦後、昭和 27 年に尾太鉦山の再開により一時活況を呈したものの、目屋ダムが完成した昭和 35 年前後から日本経済の高度成長に伴う都市への人口流出が進行し、昭和 46 年の過疎地域対策緊急措置法により過疎地域の指定を受けるに至り、昭和 53 年の尾太鉦山の閉山を機に過疎化に拍車がかかることとなった。

一方、昭和 56 年に暗門の滝が赤石溪流暗門の滝県立自然公園の指定を受け、さらに、平成 5 年白神山地が世界自然遺産に登録されたことにより、観光産業の振興及び施設の整備が促進された。

目屋ダムの再開発事業として、昭和 63 年 4 月に事業着手した津軽ダムは、平成 12 年 8 月に一般補償に関する協定締結を受けて砂子瀬・川原平の水没対象区域の住民移転が完了し、平成 20 年 11 月に津軽ダム本体工事が着工、以来、事業着手から 28 年の歳月を経て平成 28 年 10 月 16 日に竣工した。

(ウ) 社会的、経済的條件

① 人口及び世帯

本村の人口は、昭和 35 年国勢調査で 5,346 人（過去最高）が記録されているが、年々減少傾向をたどり、平成 27 年には 1,415 人と最高時の 3 割に満たない数になっている。

過去、目屋ダム完成（昭和 35 年 3 月）や尾太鉦山閉山（昭和 53 年 8 月）、津軽ダム完成（平成 28 年 10 月）を機に大幅に減少した。また、出生率の低下、都市的生活と就業機会を求める新卒者や若年層の転出により、人口減少は続いている。

② 土地利用

本村の総面積は、24,602ha である。そのうち農地は 392ha（田 204ha、畑 188ha）、宅地が 72ha となっており、9 割以上が林野で占められている。

参考表 1 土地利用状況（令和 2 年度土地概要調査）

（単位：ha・%）

総面積	農用地				宅地	山林	原野	その他
	田	畑	草地	合計				
24,602	204	188	0	392	72	23,192	262	684
100.0	0.8	0.7	0	1.5	0.3	94.3	1.1	2.8

③ 産業

本村の産業を就業人口からみると、平成 27 年国勢調査では第一次産業が 27.7%（うち農業 27.3%）、第二次産業が 27.7%、第三次産業が 44.6%となっており、米とりんごを主産品とした農業が中心で、それに建設業が本村の主要産業となっている。また、平成 5 年に白神山地が世界自然遺産に登録されてから、遺産地域内の暗門の滝周辺を訪れる観光客が年々増加し、観光産業が大きな伸びをみせたが、現在は横ばいの状況となっている。

イ 過疎の状況

（ア）過疎現象とその原因

人口の推移からみると、昭和 35 年の 5,346 人を最高に徐々に減少し、昭和 35 年から昭和 50 年が 1,916 人で 35.8%の減、昭和 50 年から平成 2 年が 1,205 人で 35.1%減、平成 2 年から平成 17 年が 628 人で 28.2%の減、平成 17 年から平成 27 年が 182 人で 11.4%の減となっている。

原因としては、少子化に伴う出生率の低下もあるが、昭和 30 年代以降の高度経済成長により、都市と農村の所得格差が生じ、出稼ぎの通年化、挙家離村、地場産業の弱体及び零細から来る若年労働力の都市への流出によるものである。昭和 46 年に過疎地域の指定を受けてから、産業の振興、企業の誘致、生活環境の整備を図ってきたが、昭和 53 年の尾太鉦山の閉山、さらには平成 5 年に公示された津軽ダム建設に伴う水没地域の住民移転により大量に人口が流出することとなった。誘致した企業も平成の不況から倒産若しくは撤退する結果となり、地場産業も地域産業まで成長するには至らず、人口流出の歯止めとはなっていない状況にある。

（イ）これまでの対策とその評価及び現況と今後の見通し

昭和 46 年、過疎地域に指定されて以来、各種の施策を講じてきたところであり、主な対策とその評価及び現況と今後の見通しは次のとおりである。

- ① 産業振興面ではバーク堆肥工場、内水面種苗生産施設、製砂プラント施設、キノコ栽培施設（マイタケ人工栽培施設）、温泉熱利用野菜栽培ハウス 3 棟、農作物簡易園芸施設（パイプハウス）、水耕栽培施設、営農指導員の配置、そば用コンバインの購入など地域資源を利用した産業の開発を行い、雇用の場の拡大と、これまでの米とりんごを中心とした農業から新しい農業形態への移行を図ってきた。特にマイタケ栽培は、地場産業として定着しつつあったが、津軽ダム建設に伴う水没対象区域で操業していたマイタケ栽培施設が撤退したことにより姿を消すこととなった。今後は、村内公共施設や物産センター等における地産地消の推進、地場産品による特産品開発、白神ブランドを活用した首都圏等への販路拡大を促進し、農業所得の向上を図っていく。

観光面では、暗門の滝周辺地域が昭和 56 年 7 月に赤石溪流暗門の滝県立自然公園に指定されたこと、さらに平成 5 年に白神山地が世界自然遺産に登録されたことにより、平成 6 年にブナの里白神館及びアクアグリーンビレッジ ANMON が、翌平成 7 年にグリーンパークもりのいずみがオープンし、平成 8 年には、ブナの里白神館の宿泊施設を増築、平成 10 年に物産センタービーチにしめやが開所するなど自然資源や温泉資源を活用した観光施

設を整備し、観光産業の振興による雇用の拡大を図っている。また、平成 28 年に完成した津軽ダム「津軽白神湖」を周遊する水陸両用バス「津軽白神号」の運行を開始し、ダムを観光資源として活用するダムツーリズムの推進を図っている。令和 5 年には、白神山地世界遺産登録 30 周年を迎えることから、遺産地域周辺の受入環境整備を進め、青森県を代表する地域資源として保全と活用による共生の取組みが求められている。

② 交通通信体系では道路網の整備拡充が進み、とくに秋田県藤里町へ通じる村道尾太線（現県道西目屋・二ツ井線）が開通し、秋田県との交流が深められている。しかし、県道西目屋・二ツ井線及び主要地方道岩崎・西目屋・弘前線は、白神山地を抱える町村のアクセスルートとして重要な役割を果たす路線であるが、未舗装部分が多いため今後も関係機関に道路整備を要望していく必要がある。また、行政用広報や緊急時における情報伝達手段として防災行政用無線が整備され、災害時における迅速な情報提供が可能となった。

③ 生活環境面では、水道施設の統合による水源の拡張及び配水管改良等増補改良工事を進め水不足の解消、水質の改善を図っている。また、下水処理施設として農業集落排水事業を計画的に進め、整備率は 100.0%と生活環境の向上を図った。さらには、津軽ダム建設に伴う水没移転者を対象とする住宅団地を造成し、村内移転の受け皿を確保したほか、村営住宅 4 棟 25 戸を整備し、村内外の若者世代の定住促進を図ってきた。今後、これらの施設等が一斉に更新の時期を迎えることから、長期的な視点に立って長寿命化や配置の見直しなど、計画的な管理運営を行う必要がある。

④ 高齢者福祉の面では、平成 8 年 4 月に特別養護老人ホームが、平成 19 年 9 月にグループホームが設置されたほか、福祉バスの購入やゲートボール場の整備など高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる施設整備を進めてきた。今後、高齢化が急速に進展していく中で、介護サービスや高齢者福祉サービスに対する需要が増大することは確実であり、地域社会全体で高齢者を支え合う体制を早急に構築する必要がある。

児童福祉の面では、老朽化した田代保育所を改築したほか、保育サービスの向上を図るため、平成 18 年 4 月に保育所の運営を民間に移譲し、延長保育の実施など民間活力を活用した保育サービスの充実を図ってきた。今後も子育て世代のニーズを踏まえ、児童の健全な育成支援に取り組む必要がある。

⑤ 教育面では、スクールバスの整備、教育用パソコンの導入、西目屋小学校の大規模改修など教育環境の充実を図ってきた。しかし、児童生徒の減少は続き、今後はその対応と施設の利用方法を検討する必要がある。

西目屋小学校については、施設・設備の老朽化が進み、平成 27 年度に弘前市へ中学校教育事務委託により空き校舎となった旧西目屋中学校校舎を施設・設備の改修を行い移転した。

社会教育施設としては、平成 5 年に中央公民館を整備しており、生涯学習や地域コミュニティの拠点施設として、活用されている。

ウ 社会的経済的発展の方向

(ア) 産業構造の変化

本村の基幹産業は、米とりんごを中心とした農業である。人口が最も多かった昭和 35 年当時は尾太鉱山が操業しており、鉱業従事者も 790 人と全就業人口の 27.0%を占めていたが、昭和 53 年 8 月の閉山により、鉱業は著しく衰退していった。

白神山地の世界遺産登録を機に平成 6 年から整備された観光施設は、売り上げを順調に伸ばし、観光が主要産業として位置づけられるようになったが、近年は景気低迷による観光客の減少に伴い厳しい経営状況が続いており、抜本的な経営改革が求められている。

農業については、昭和 45 年に 506 戸あった農家戸数が減少の一途をたどっており、平成 27 年には 105 戸となっている。後継者の離農から農業就業者の高齢化が進み、その結果、高齢者による零細的な専業農家の割合が増加している。また、第 2 種兼業農家が増加し、耕地面積が 1.0ha 未満の農家が多くなっている。

林業については、かつて木炭の生産地として津軽地域の需要を満たしていたが、現在ではほとんど生産されていない。

(イ) 地域の経済的な立地条件

本村は、津軽広域圏 8 市町村の中心都市である弘前市まで 16 km、車で 30 分で結ばれている。弘前市に就業先をもつ住民も多く、古くから深い交流関係がある。これは、本村の地形条件が袋小路的であるためであり、教育、医療、経済等生活機能の大半を弘前市に依存している状況にある。

(ウ) 青森県基本計画における位置づけ

本村が属する中南地域は、米とりんごを中心とした農業が基幹産業の一つとなっており、生産年齢人口が減少する中で、農家の高齢化や深刻化する労働力不足に対応するため、ICT 等を取り入れた新たな農業（スマート農業）の推進や熟練した技術が不要な新たな栽培方法、施設型農業分野での自動化技術などを積極的に導入した高付加価値農業が営まれ、各分野の連携・協力による生産力・加工力・販売力の充実、強化などにより、6 次産業化を進め、稼げる農林業を推進している。

観光については、世界自然遺産白神山地を筆頭に数多くの魅力的な観光資源を有しており、北海道新幹線や青森・函館両空港を利用した立体観光メニューの造成、外国人観光客の増加に対応した電子決済などの受入態勢の整備促進を図ることが求められている。

(エ) 津軽広域連合の広域活動計画による位置づけ

本村は、圏域の最西部に位置し、津軽地域の主要水源である岩木川の源流域にあたる。

圏域において、本村は、基幹産業である農林業の振興を図るとともに世界自然遺産に登録された白神山地や暗門の滝など、豊富な自然環境を活用した観光振興を図る地域として位置付けられている。

(オ) 定住自立圏構想における取組み

本村は、弘前市を中心市とする周辺市町村で形成される圏域（弘前圏域定住自立圏）において、多様な施策の連携・協力により、地域住民の暮らしに必要な諸機能の確保・維持に努め、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、魅力あふれる圏域の形成を目指すものである。

(カ) 社会的経済的発展の方向

本村は、米、りんごを主体とした農業が基幹産業となっているが近年観光産業が大きく伸びてきている。今後は、白神りんごや白神そばなど地場製品のブランド化を図ることで付加価値を高め、村内観光施設での食材利用や販売、首都圏への販路拡大等を通じて農業所得の向上を目指すものとする。また、白神山地及びその周辺地域で活動する観光ガイドの育成、特産品開発等の観光産業を今以上に展開・充実していくことで、幅広い年齢層の就労の場を確保し雇用の拡大を図ることにより、自立した村づくりを目指していくものとする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本村の人口は、昭和 35 年国勢調査で 5,346 人（過去最高）が記録されているが、年々減少の傾向となっている。その推移をみると、昭和 35 年から昭和 50 年は 35.8%（1,916 人）の減、昭和 35 年から平成 2 年は 58.4%（3,121 人）の減、昭和 35 年から平成 17 年は 70.1%（3,749 人）の減、昭和 35 年から平成 27 年は 73.5%（3,931 人）の減と減少の一途をたどり、この 55 年で最高時の 3 分の 1 にも満たない数になっている。特に昭和 35 年から平成 2 年の 30 年間に 3,121 人も人口が減少しているのは、本村の産業基盤を支えていた尾太鉦山の閉山（昭和 53 年 8 月）によるところが大きい。その後も減少率こそ緩やかになっているが人口の減少は続いている。

昭和 35 年から平成 27 年までの年齢階級別人口構成比は、年少人口が 31.1%から 9.1%と 22.0 ポイント低下、成年人口が 65.1%から 53.0%と 12.1 ポイント低下しており、昭和 35 年に 30.3%であった若年層も、平成 27 年には 10.4%と 19.9 ポイントの減少となっている。逆に高齢人口については 3.8%から 37.9%と 34.1 ポイント上昇している。

若い労働力の他地域への流出と平均寿命の伸びも加わって、必然的に総人口に占める高齢者比

率が高くなっており、高齢化の進行とその対策は重要な行政課題となっている。

人口の減少は今後も続くものと想定され、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2060年には484人まで減少すると見込まれているが、一方で、子育て支援の充実や地域資源を活用した産業振興による雇用の創出を図った場合の推計人口は743人とされており、今後は人口減少の抑制に向けた対策が重要となると考えられる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,346	人 3,430	% △35.8	人 2,225	% △58.4	人 1,597	% △70.1	人 1,415	% △73.5
0歳～14歳	1,661	875	△47.3	315	△81.0	167	△89.9	129	△92.2
15歳～64歳	3,481	2,223	△36.1	1,504	△56.8	858	△75.4	750	△78.5
うち15歳～29歳(a)	1,622	698	△57.0	330	△79.7	184	△88.7	147	△90.9
65歳以上(b)	204	332	62.7	406	99.0	572	180.4	536	162.7
(a)／総数 若年者比率	% 30.3	% 20.3	—	% 14.8	—	% 11.5	—	% 10.4	
(b)／総数 高齢者比率	% 3.8	% 9.7	—	% 18.2	—	% 35.8	—	% 37.9	

表1-1(2) 人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所)

年齢区分	2025年		2030年		2035年		2040年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	人 1,151	% 100.0	人 1,032	% 100.0	人 925	% 100.0	人 824	% 100.0
0～14歳	89	7.7	78	7.6	69	7.5	62	7.5
15歳～64歳	601	52.2	512	49.6	446	48.2	384	46.6
65歳以上	461	40.1	442	42.8	410	44.3	378	45.9

年齢区分	2045年		2050年		2055年		2060年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	人 727	% 100.0	人 639	% 100.0	人 556	% 100.0	人 484	% 100.0
0～14歳	54	7.4	47	7.4	40	7.2	35	7.2
15歳～64歳	335	46.1	284	44.4	248	44.6	220	45.5
65歳以上	338	46.5	308	48.2	268	48.2	229	47.3

表1-1(3) 人口の将来展望(人口ビジョン)

年齢区分	2025年		2030年		2035年		2040年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	人 1,244	% 100.0	人 1,142	% 100.0	人 1,059	% 100.0	人 988	% 100.0
0～14歳	121	9.7	113	9.8	113	10.6	113	11.4
15歳～64歳	654	52.6	575	50.4	511	48.3	469	47.5
65歳以上	469	37.7	454	39.8	435	41.1	406	41.1

年齢区分	2045年		2050年		2055年		2060年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	人 918	% 100.0	人 853	% 100.0	人 793	% 100.0	人 743	% 100.0
0～14歳	108	11.8	106	12.4	102	12.9	103	13.9
15歳～64歳	437	47.6	393	46.1	372	46.9	353	47.5
65歳以上	373	40.6	354	41.5	319	40.2	287	38.6

イ 産業の推移と動向

本村の産業を就業人口でみると、平成27年国勢調査では801人となっている。その構成比率は、第1次産業が27.7%、第2次産業が27.7%、第3次産業が44.6%となっている。就業人口を昭和35年と比較すると55年間で72.6%（2,125人）減少しており、人口総数の動向に比例して、就業人口も3分の1以下の人数となっている。その内訳として、第1次産業が84.4%（1,203人）の減、第2次産業が80.9%（943人）の減と大幅に減少しているが、第3次産業は、6.3%（21人）の増となっている。

第1次産業の就業者は、兼業農家への移行や農業後継者の不足、新規就業者の減少により大幅に減少している。

第2次産業の就業者は、尾太鉱山の閉山が就業構造の変化に大きな影響をもたらしている。昭和45年に537人であった鉱業従事者が昭和50年に211人まで減少、さらに尾太鉱山閉山（昭和53年）直後の昭和55年には15人まで減少している。なお、建設業は兼業農家の就労の場となっていることから主要産業として推移している。

第3次産業の就業者は横ばいであったが、平成5年12月に白神山地が世界自然遺産に登録されてから、観光拠点施設の整備による雇用の拡大が図られ増加の傾向を示している。

一方、産業全体の村内総生産についてみると、平成27年度は9,651百万円で平成17年度の6,292百万円に比べると53.4%の増となっている。産業別にみると第1次産業が27.6%の減、第2次産業が252.5%の増、第3次産業が29.9%の減であり、第2次産業の伸びが著しく、平成27年度の総生産額の68.0%を占めている。

一人当たりの村民所得は、平成27年時点で4,382千円と平成22年より1,473千円増加しており、県平均（2,536千円）を100とする指数で表すと172.8%となっている。

参考表2 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,926	人 1,757	% △40.0	人 1,289	% △26.6	人 858	% △33.4	人 801	% △6.6
第一次産業 就業人口比率	% 48.7	% 53.8	—	% 45.1	—	% 35.5	—	% 27.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 39.8	% 27.7	—	% 29.9	—	% 25.1	—	% 27.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 11.5	% 17.9	—	% 25.0	—	% 39.4	—	% 44.6	—

参考表3 村内総生産の推移（市町村所得統計・市町村経済計算）（単位：百万円）

区分	平成17年	平成22年	平成27年
	実数	実数	実数
第一次産業（税等控除前）	337	280	244
第二次産業（税等控除前）	1,861	4,375	6,560
第三次産業（税等控除前）	4,109	2,894	2,881
総生産額	6,292	7,533	9,651

参考表4 1人当たりの村民所得（市町村所得統計・市町村経済計算）（単位：千円・%）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
西目屋村	1,287	1,793	1,812	1,927	2,403	2,909	4,382
県	1,563	2,169	2,491	2,519	2,230	2,284	2,536
西目屋村/県	82.3	82.7	72.7	76.5	107.8	127.4	172.8

（3）行財政の状況

ア 行政

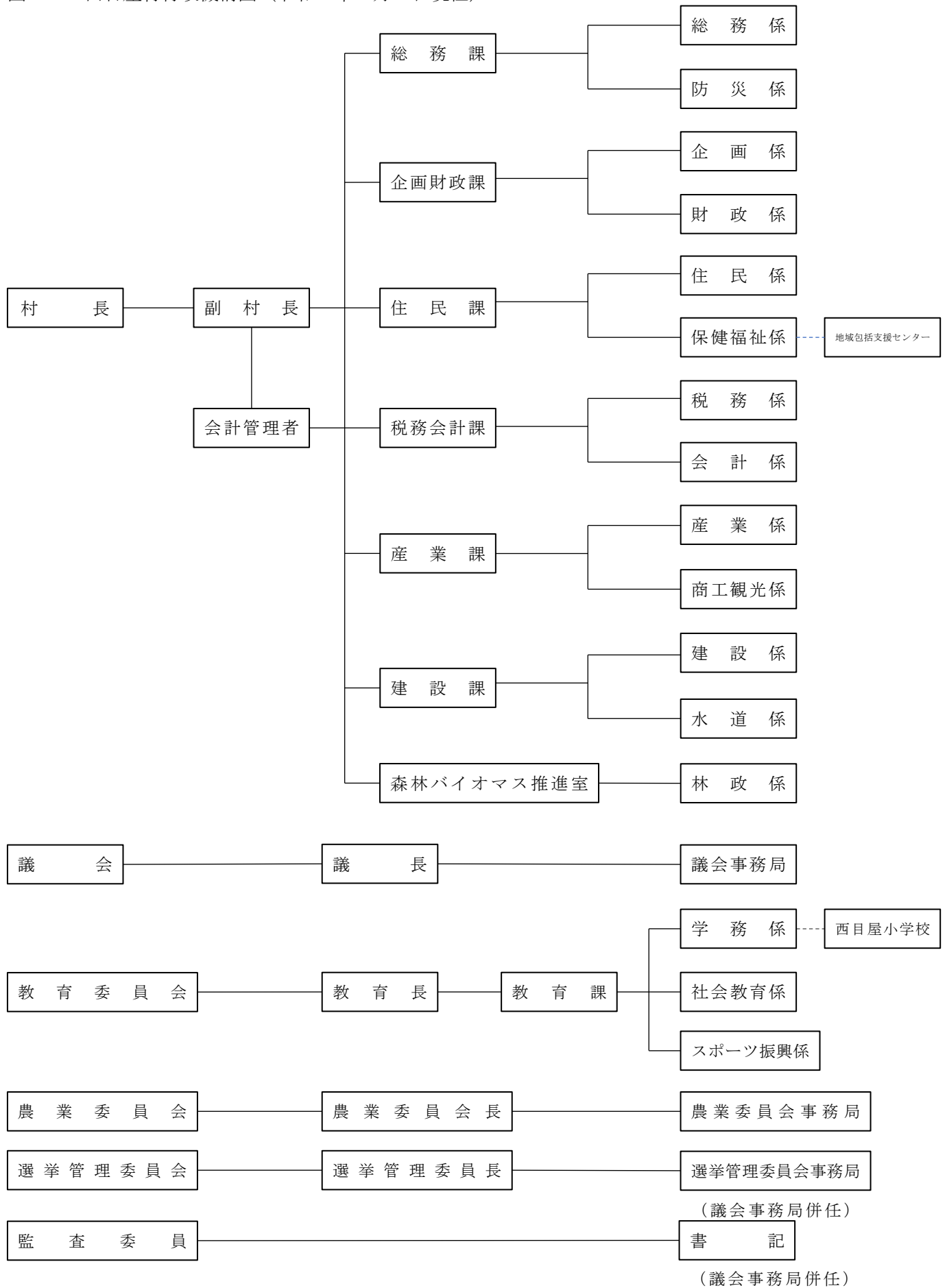
本村の行政機構は図-1のとおりで、村長部局は総務課、企画財政課、住民課、税務会計課、産業課、建設課、森林バイオマス推進室の6課1室で、これに議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会及び監査委員の事務局（一部併任）を加え、職員は44人となっている。

定数は48人であるが、業務システムの導入等により事務の効率化を図り、住民サービスの低下を招かないようにしている。

また、村民の生活活動範囲が拡大するのに伴い近隣市町村との連携協力は効率的な行政運営を推進するにあたって必要不可欠となっており、ごみ、し尿処理、消防、救急業務等は一部事務組合による広域的な共同処理が行われている。

なお、平成9年度に津軽広域市町村圏協議会から発足した津軽広域連合の構成市町村となっており介護保険に関する事務、業務等の一部を広域的に処理しているほか、平成27年度からは弘前地区電算共同化推進協議会に参加し、業務システムを共同利用（自治体クラウド）することによって経費及び業務の軽減を図っている。

図-1 西目屋村行政機構図（令和3年4月1日現在）



イ 財政

本村の財政力指数は、平成 22 年度が 0.10、平成 27 年度が 0.09、令和元年度が 0.15 と極めて脆弱な財政基盤となっている。

令和元年度の財政状況（普通会計）は、歳入総額が 2,032,501 千円で、その構成比は、地方交付税が 51.6%を占め、次いで国庫支出金が 6.4%、地方債 4.4%（うち過疎債 3.1%）となっており、村税は 154,037 千円で 7.6%と依存財源の比率が高い。

一方、歳出総額は 1,938,975 千円で、義務的経費が 37.6%、投資的経費が 12.3%、その他の経費が 50.1%となっている。

また、本村の財政運営は、これまで過疎、山村振興等の地域指定を受け、財政上の特別措置を活用して地域振興を進めてきたが、経常収支比率は 99.9%、実質公債費比率が 11.9%となっており、平成 22 年度と比較して、財政の硬直化が進んでいる。

今後も、多様化する生活環境や産業基盤の整備、急速な少子高齢化対策など新たな財政需要の増大が見込まれており、こうした行政課題に対応しながら持続可能な財政基盤を確立するため、自主財源の確保に取り組むとともに、徹底した行財政改革を継続し、事務事業の合理化や経費の節減に努め、より一層財政の健全化を図る必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況（地方財政状況調査） (単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	2,475,584	2,464,674	2,032,501
一般財源	1,399,171	1,475,392	1,251,220
国庫支出金	458,500	157,466	130,458
都道府県支出金	117,510	94,514	112,740
地方債	158,900	95,240	90,117
うち過疎対策事業債	28,000	28,300	62,100
その他	341,503	642,062	447,966
歳出総額 B	2,377,593	2,378,233	1,938,975
義務的経費	786,498	735,690	728,838
投資的経費	720,025	499,281	239,072
うち普通建設事業	716,266	479,133	238,434
その他	871,070	1,143,262	971,065
過疎対策事業費	516,833	498,737	216,032
歳入歳出差引額 C (A-B)	97,991	86,441	93,526
翌年度へ繰越すべき財源 D	42,179	15,429	17,272
実質収支 C-D	55,812	71,012	76,254
財政力指数	0.10	0.09	0.15
公債費負担比率	16.9	10.7	10.6
実質公債費比率	16.7	11.5	11.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.6	90.2	99.9
将来負担比率	—	—	3.4
地方債現在高	2,328,384	1,604,784	2,239,208

ウ 施設整備の水準

本村における主要公共施設等の整備状況は表 1-2 (2) のとおりである。村道については、集落を結ぶ主要道路を中心に年々整備を重ね、令和元年度末では改良率 69.0%、舗装率 73.9%となった。しかし、路線数も多く幅員の狭い道路も多くあり、整備が立ち遅れている。農林道については、農道延長は 24,221m で林道延長は 27,831m となっている。

表 1—2 (2) 主要公共施設等の整備状況
(公共施設状況調査、道路施設現況調査、水道統計、一般廃棄物処理事業実態調査)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	26.5	38.4	40.7	57.3	69.0
舗装率 (%)	24.3	35.5	55.5	67.8	73.9
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	27,648	24,221
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	138.3	108.9	59.4	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	27,670	27,831
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.0	3.5	1.4	—	—
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	0	21.6	38.3	65.9	81.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(注) 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

改良率 = 改良済延長 / 実延長

舗装率 = 舗装済延長 / 実延長

3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、A から H までについては公共施設状況調査の記載要領に、C については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

水洗化率 = (A + B + C) / D

A : 農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

B : 当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

C : 当該市町村の単独処理浄化槽処理人口 (※)

D : 当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

5 上記区分のうち把握できる資料がないものは「—」と記載。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村は、昭和 46 年の過疎地域対策緊急措置法において過疎地域に指定されて以来、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、産業振興、教育文化施設、観光拠点施設の整備を図り地域活性化施策を行ってきた。しかし、若年層の人口流出は続き、高齢者の増加による少子高齢化や地場産業の担い手不足など社会情勢の変化に伴い、村の基幹産業である農業を中心に地域活力の低迷が問題となっている。

観光業については、本村の西南部に位置する白神山地が平成 5 年 12 月に鹿児島県屋久島とともに日本で最初の世界遺産（自然遺産）に登録されたことにより観光客が急増し、観光施設の建設等その受け入れ態勢の整備に重点的に取り組んだ結果、観光産業が活性化し、新たな地域振興の柱となっている。

また、周辺市町村との関係においては、弘前市を中心とする圏域において一部事務組合を設立し、消防・救急、ごみ処理等の事務を共同処理してきたが、平成 9 年度の津軽広域連合の設

立により、行政の広域化が一層進んでいった。その後、いわゆる「平成の大合併」において、周辺市町村の多くが合併の選択をしていく中で、本村は住民投票の結果を尊重し、合併をせずに単独の道を歩むこととなった。

本村はこれまで、子育て支援の充実化や生活環境の改善、再生可能エネルギーの利活用、白神山地などの地域資源の活用等様々な施策を継続して実施してきたが、依然として、人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。

人口減少を克服し、地方創生へと動きだしている中、住民の福祉の増進、自然との調和、そして再生可能エネルギーの利用や津軽白神湖などの地域資源の利活用こそが本村の持続的発展の鍵を握っている。

このような本村を取り巻く状況の変化や青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、今後の持続的発展にあたっては、基幹産業である農業と観光産業の連携により地域資源等を有効的に活用し、地域活力の向上を図り、持続的な地域社会の形成に向けて、若者の定住化や少子高齢化対策を充実させ、地域住民が魅力を感じ、誇りが持てる持続可能な村づくりを目指すものである。

ア 子どもとお年寄りにやさしいむらづくり

効果的・合理的な医療体制を確保し、広域的な医療体制の強化と健診の受診促進などを通じた予防医療、保健師による健康相談などの周知と実施などにより健康不安除去の推進を図り、高齢者が元気に活動できるように、介護予防事業の強化や、生涯学習やボランティア活動など地域内での高齢者の連携に取り組むほか、多様な保育サービスの拡充や、医療費・保育料の無料化をはじめとして経済面から子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備する。

イ 自然との調和と村民が融和したむらづくり

世界自然遺産白神山地の豊かな自然や、地域の生活文化とのふれあいを体験する「エコツーリズム」を推進し、「白神山地の村」としてのイメージ向上によるブランド化や情報発信力の強化を図り、これまでの歴史の中で豊かな自然の中で生きる村民の知恵を尊重し、自然と調和のとれた発展を目指す。

ウ 暮らしの安定とにぎわいを創出するむらづくり

農産物について西目屋ブランドを強化し、観光業と連携した付加価値の高い特産品の開発・振興を促進するとともに、基盤産業としての農業の経営体質強化、担い手の確保を図り、観光資源の情報発信や販路拡大、観光拠点の整備や、周辺地域との広域的な観光資源開発をはじめとした観光レクリエーション関連産業の強化も図り、安定した就業機会を提供し、雇用促進に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

人口減少抑制に向けて、人口増減に大きく影響する社会減と自然減を抑制するために、次の通り目標を設定する。

成果指標	現状値（令和2年）	目標値（令和7年）
住民基本台帳人口の減少抑制	1,359人	1,270人
出生数	4	4
転出数	31	29

イ 財政力に関する目標

安定的な財政運営の確立、持続可能な財政構造への転換を図るため、西目屋村財政運営計画で示す基本目標を本計画の目標値とする。

成果指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
経常収支比率	99.9%	93.0%
財政調整基金の取崩し	263,732千円	0千円

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画に掲げる施策や事業を着実に実行するとともに、施策の効果について定期的な分析・評価を行うなど、PDCA サイクルの実行を徹底し、必要に応じて見直しながら、計画に沿った事業等の効果的な推進を図る。

評価の時期：計画の評価は、毎年度行うこととする。

評価の手法：事業評価等について、内部評価及び「西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」による外部評価を通じて効果検証を行い、その結果をホームページ等で公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

西目屋村公共施設等総合管理計画の基本方針では、以下のように記載されている。

① 総量の適正化 保有する公共建築物の延床面積 20%縮減を目標

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況を勘案すると、既存の公共施設等を今後も同規模で維持していくことは非常に厳しい状況です。必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統合・複合化を行い、公共建築物の延床面積を縮減することが必要となります。「第2章 5 (2) 維持管理・更新費用の削減シミュレーション」での試算結果を踏まえて、保有する公共建築物の延床面積 20%縮減を目指します。

② 長寿命化の推進

既存施設を少しでも長く利活用していくために、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。

③ 民間事業者や県・近隣自治体との連携

指定管理者制度や PFI など民間活力の活用を検討し、施設の整備、更新、維持管理、運営における公民連携を図り、財政負担の軽減と効果的・効率的なサービスの提供を努めます。

また、県や近隣自治体との広域連携を一層進めていき、公共施設等の保有量についても、広域的視点から検討します。

本計画に掲げる全ての公共施設等の整備については、上記の基本方針に基づき推進することとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画に適合している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本村は、これまで村外への転出等による人口減少に歯止めをかけるため、定住促進住宅や子育て定住エコタウンの整備、保育料の無料化など様々な子育て支援政策の拡充を進めてきた。さらに、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要となっていることから、地域おこし協力隊制度を活用し、村外の人材を積極的に受け入れ、村内への定住・定着を図っている。

また、増加する空き家・空き地を解消するため、弘前圏域8市町村で構成する弘前圏域空き家・空き地バンクを設置し、空き家情報を発信することで、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図っている。

しかしながら、依然首都圏への人口流入が続いており、移住希望者に対して効果的に情報発信を行うことや、移住者の数だけではなく、地域や地域住民と多様に関わる者である関係人口の創出を図ることが重要となっている。あわせて、建築から十数年経過している定住促進住宅においては、施設の老朽化が進んでいるため、適正管理・早期修繕による長寿命化を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 空き家バンクの利便性向上のため、物件登録件数及び利用者登録の増加を図る。

イ 移住者目線での移住促進に向けた情報発信に取り組む。

ウ 村内外のさまざまな機関や団体と連携し、交流の促進、地域づくりの振興などを広域的に展開し関係人口の創出を図る。

エ 定住促進住宅について、法令点検、自主点検等により不良箇所の把握に努め、耐久性の向上や躯体への影響の軽減を図るため、設備の更新や外壁・屋根等の改修を計画的かつ効率的に実施する。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	定住促進住宅改修事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西目屋村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、定住促進住宅は、入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の更新や統廃合を進め適正な管理戸数の維持・確保を進めることとしている。

本計画では、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本村は、三方が山に囲まれ、平均標高 132m で津軽地域では最も高く積雪寒冷地のため立地条件が悪く土地生産性は低い。しかし、販売農家数は 105 戸（平成 27 年農林業センサス）で、全世帯数の 21.5% を占めており、この面からみても農業は村の生産基盤を形成する重要な産業である。昭和 35 年以降の農家戸数の推移をみると、昭和 45 年の 500 戸をピークに調査ごとに平均約 6% ずつ減少を続けてきたが、平成 12 年から平成 17 年では、津軽ダム建設に伴う砂子瀬・川原平地区の住民移転があったため、約 3 分の 1 に当たる 92 戸の農家が離農している。平成 27 年と昭和 45 年の総農家数を比較すると 395 戸、79% が減少している。農家戸数の内訳は、専業農家 29 戸、兼業農家 76 戸となっており兼業農家が 72.4% となっている。中でも第 2 種兼業農家が 51.4% と高い。また、後継者不足から農業就業者の高齢化が進み、高齢者による零細的な専業農家の割合が増えている。一方経営耕地面積は、240ha（平成 27 年）でその内訳は水田 166ha、樹園地 58ha、普通畑 16ha となっており米とりんごが基幹作物である。農家就業人口の構造を見ると女子就業率が 44.8%、65 歳以上の就業率が 65.5% となっており農業労働力は女子及び高齢者に依存している。

本村の農業は、自然条件の厳しさから多くの課題もあるが効率的な複合経営の推進、営農組織の強化、担い手の育成・確保等の対策を講じて積極的に農業経営の安定化を図らなければならない。また、適地適作を基本として消費者ニーズに見合った作物の選定、新技術の導入を進め、一次製品の加工分野の充実や野生鳥獣による農作物被害の対策、さらには観光と結びついた農業の新しい展開方策についても今後の課題となっている。

参考表 5 農家戸数及び経営耕地面積（農林業センサス）

（単位：戸・ha）

年度	農家数					経営耕地面積				平均耕作面積 (B/A)
	総数(A)	専業農家	兼業農家	内訳		総面積 (B)	田	樹園地	畑	
				1種	2種					
35	495	22	473	291	182	383	193	77	113	0.77
40	497	56	441	179	262	375	207	107	61	0.75
45	500	34	466	167	299	368	225	100	43	0.74
50	469	19	450	132	318	346	215	96	35	0.74
55	440	18	422	103	319	387	248	109	30	0.88
60	434	18	416	90	326	427	255	126	46	0.98
2	391	35	356	54	302	393	229	132	32	1.01
7	361	34	327	93	234	372	209	130	33	1.03
12	274	37	237	60	177	308	171	106	31	1.12
17	182	33	149	39	110	217	123	74	20	1.19
22	149	38	111	29	82	166	85	67	14	1.11
27	105	29	76	22	54	240	166	58	16	2.29

※平成 7 年までは総農家、平成 12 年以降は販売農家の数値を掲載

参考表6 農業就業人口の推移（農林業センサス）

（単位：人・％）

年	就業人口	うち女子就業率	65歳以上就業率
45	903	66.1	16.7
50	695	69.6	12.2
55	561	66.3	18.4
60	579	67.0	23.5
2	582	63.7	29.2
7	540	59.8	44.3
12	466	57.1	56.0
17	345	51.6	55.4
22	242	48.8	62.8
27	165	44.8	65.5

イ 林業

本村の森林面積は 22,620ha で村の総面積の 91.9%を占めている。しかもその森林面積のうち国有林が 90.0%を占め民有林はわずかで約 2,256ha である。

人工林については、林業環境の悪化や高齢化により山林の手入れは怠りがちであり、林道整備、担い手育成などを通じ生産性の高い樹木の植林や間伐材の利用を含めた除間伐の促進、保育の励行を進めることが大きな課題である。

かつて木炭の需要最盛期には、本村から生産される「目屋炭」は有名で津軽地域の需要を満たしていたが、今ではほとんど生産されていない。しかし、近年木炭の価値等も見直されており生産体制等を検討していく必要がある。また、四季の景観づくりや森林サービス産業をきっかけとしたワーケーションへの発展など、森林資源の活用には大きな期待が寄せられている。

森林に対する国民の認識の深まりに対応して森林の国土保全、水資源かん養等の機能を保全するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）を推進し、森林の多目的利用や再生可能エネルギーへの活用を進めていく必要がある。

旧過疎法（昭和 55 年度～昭和 59 年度）では、本村の自然条件を活かした特用林産物（マイタケ）の人工栽培研究施設や生産施設（温泉熱利用）を設置し、栽培技術の向上と地域振興策を推進した。しかし、近年の販売価格の低迷、津軽ダム建設計画に伴う移転等によりマイタケ生産施設は姿を消している。

ウ 地場産業

平成 28 年経済センサス活動調査によると、事業所数 68、従業員数は 350 人となっておりそのほとんどが小売業と建設業である。

旧過疎法によりこれまでパーク推肥工場、砕石場（製砂プラント）、内水面種苗生産施設、マイタケ人工栽培施設、温泉熱利用野菜栽培ハウス等の建設といった振興策を展開し就業の場の拡大を図ってきた。しかし、それらの地場産業施設は、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化により、当初の役割を終えたものがほとんどとなっている。

本村では、第三期山村振興計画の重点施策として昭和 57 年度に内水面漁業近代化施設整備事業（種苗生産施設）により、ヤマメ、イワナ、ニジマス等の養殖を実施し、昭和 61 年には薫製加工施設を新設することで、内水面事業を振興させ、農業との複合経営定着化と河川資源の培養保護を図ってきたところである。しかし、内水面漁業近代化施設は津軽ダム建設による水没地域に位置しており、適切な移転先がないことから、施設は廃止することとなった。

今後は、当初の役割を終えた施設については、新しい利用方法を模索するなど既存の地場産業施設の活性化に努めるとともに、地域資源に付加価値を施し、都市との交流による販路拡大を視野に入れた地場産業の創出が課題となっている。特に、本村の雇用については、弘前市への通勤者や日雇いが多くを占めており、村内に適切な雇用の場が少ないことや若年層に魅力的な居住環境が少ないことが若者の村外流出につながっている。

このため、若者が働ける就業の場、あるいは中高年が安心して働ける就業の場をつくること、さらに女性の力を活用した新たな地場産業を興し就業機会の拡大を図ること等がこれからの雇用確保を進める上での課題である。

エ 企業誘致

本村では、これまで縫製、精密、食料品、電気と4つの企業を誘致し、平成元年4月当時は197人が就業していたが、バブル崩壊に伴う不況のあおりを受け、全ての企業が撤退した。

平成29年には小学校の空き校舎を活用した木工品製造業等の企業誘致が行われており、今後は、地元雇用の確保や地場製品の活用に向け、誘致企業と連携しながら取り組んでいく必要がある。

オ 商業

平成28年経済センサス活動調査による卸売業・小売業の事業者数は5事業者、従業者数は21人、年間商品販売額は11,000万円となっており、消費人口が少ないこと、移動店舗の流入による影響、また弘前市の商業圏に包括されている現状から、村民の購買力も弘前市へ流出が進み、事業者数等が年々減少している傾向である。

白神山地等、本村を訪れる観光客に対して、今後は観光や物産の振興といった面から商業機能の強化は不可欠なものとなっており、商工会の組織強化や事業後継者の育成、指導体制の強化など、新しい時代に向かう抜本的な改善が必要となっている。

カ 観光及びレクリエーション

本村は、自然景観に恵まれており、また学術上貴重な動植物の分布も多数確認されるなど自然的観光資源が非常に豊富である。

昭和56年には暗門の滝周辺地域が「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定された。また、平成5年12月には、広範囲にわたる原生的なブナ林と学術的にも貴重な動植物が棲息しているとして、村南西部の白神山地が鹿児島県屋久島とともに世界自然遺産に登録された。これにより、観光客が増加したが、令和元年の青森県観光統計概要によると、本村の観光レクリエーション入込客数は29.5万人となっており、現在は横ばいの状況である。

このようなことから、観光客受け入れのために観光拠点施設を整備し、滞在型観光の増加にもつながっているが、冬季間の入れ込み数が激減するなど時期的な偏りの解消が課題となっている。

令和5年には白神山地世界遺産登録30周年を迎えることから、原生的なブナ林が広がる白神山地の豊かな自然や、地域の生活文化とのふれあいを体験するエコツーリズムを推進し、「白神山地の村」としてのイメージ向上と情報発信力の強化を図る施策が必要となっている。また、地域連携DMOなど津軽地域の広域的な観光圏に配慮しつつ、岩木川上流域の目屋溪谷からの津軽ダム周辺地域、そして白神山地の世界遺産地域へと岩木川沿いに一体的な観光施設の整備を進め、特色のある観光レクリエーション地域を造成することが必要である。

(2) その対策

ア 農業

- (ア) 農道や農業用排水施設等の生産基盤整備と農地の流動化を積極的に推進し、中心経営体の育成及び担い手確保に努める。
- (イ) 農業青年の自主的な研究や研修、交流活動、農業後継者の育成に積極的に支援協力する。
- (ウ) 試験研究機関等と連携を図りながら、本村の土地、気象条件や消費者ニーズに対応した新しい作物の導入を積極的に推進する。
- (エ) 自然エネルギーの有効活用を図り、農作物の通年栽培を推進し、農家所得の向上に努める。
- (オ) 体験型農園等を整備し、農家所得の向上を図り、創意と実益のある農業を研究、推進する。
- (カ) 農作物の付加価値の向上と雇用の場の拡大を目指し、農産物加工分野の育成、振興を図る。
- (キ) 営農指導員の配置等農業協同組合との連携強化を図る。
- (ク) 食育事業を展開し、地産地消を図る。
- (ケ) 鳥獣害対策を図り、農家の所得、意欲の向上に努める。
- (コ) 捕獲した有害鳥獣の有効活用のため、ジビエ料理や革製品等を活用した新しい観光資源の創出を図る。
- (サ) 雪冷施設を整備し、農作物の付加価値化に繋げることで、農家所得の向上を図る。
- (シ) 農道を活用した一体的な交流施設として、農家の生産意欲の向上や地域の自然を味わいながら都市との地域間交流を通して地域活性化を図るため、目屋溪交流施設を整備する。

イ 林業

- (ア) 森林資源の維持管理、作業の効率化を図るため林道、作業道等生産基盤の整備を推進する。
- (イ) 関係機関と連携を図りながら間伐材、木炭の利用等新しい産業おこしという視点に立った物産開発に努める。
- (ウ) 白神山地に自生するきのこ、山菜等特用林産物を本物志向の消費者に提供する販路を開拓する。
- (エ) 自然環境に配慮した森林サービス産業による、保養、自然体験、環境学習等の場として施設整備を図るとともに、都市との交流を促進する。

ウ 地場産業

- (ア) 白神山地のイメージを活用した食品開発、農産物及び農産加工品開発、郷土料理開発などを促進し、地場製品のブランド化を図る。
- (イ) 既存の地場産業施設の活性化を図り、観光との連携を深める等販路拡大に努める。
- (ウ) 高齢者と女性の能力を活用した新たな製品づくりを推進する。

エ 企業誘致

- (ア) 企業の進出意欲を高めるため、各種優遇措置等受入体制の強化、充実を図る。
- (イ) 誘致企業と連携し、地元雇用の確保及び地場製品の活用を図る。

オ 商業

- (ア) 時代の変化に対応した商工活動を促進するため、商工会と連携しながら経営改善や人材育成を推進し、商業の活性化を図る。
- (イ) 農林産物加工品等アイデア商品の開発を促進するため、各団体、グループ等による研究開発活動を支援する。
- (ウ) イベント開催や物産販売等、商工団体との各種共同事業を積極的に実施する。

カ 観光及びレクリエーション

- (ア) 世界有数の規模を持つ原生的なブナ林・白神山地を核として、これまで整備してきた既存施設を活用し、世界に誇る優れた自然環境と触れ合う体験の場を提供するとともに、自然と共生して暮らしてきた地域文化を地元ガイドを通じて情報発信することで、観光と環境が両立する村独自のエコツーリズムを推進する。
- (イ) 白神ブランドを活用した農林産物加工品や工芸品等の特産品・土産品を開発する。
- (ウ) 地場製品による郷土料理やB級グルメを通年提供することでその普及宣伝を図るとともに、商工会・農業団体・女性団体等が観光施設や各種イベント等において販売できる仕組み・体制づくりを推進する。
- (エ) かつて津軽十景の1位を獲得した目屋溪谷に再びスポットをあて、目屋溪大橋から乳穂ヶ滝、岩谷観音、津軽ダム、不識塔、暗門の滝へと至る岩木川上流域に沿った一体的な観光ルートを構築する。
- (オ) 地域連携DMOなどにより、近隣市町村との連携を強化し、広域滞在型観光の確立を図る。
- (カ) 世界遺産区域内のブナ林散策道及び津軽峠周辺について、安全性と耐久性の向上を図る整備を促進し、白神山地の魅力を発信する。
- (キ) 白神山地が令和5年に世界遺産登録30周年の節目を迎えることから、既存観光施設のリニューアルや大規模改修等を計画的に進め、観光客の受入環境整備を図る。
- (ク) 観光パンフレットの作成やホームページの充実、各種メディアの有効活用などを通じ、情報発信を強化するとともに、観光ガイドの育成やホスピタリティの向上、観光コンテンツの開発など、ソフト面における受入れ態勢の強化を図る。
- (ケ) 新たな観光客層として訪日外国人観光客（インバウンド）を呼び込むために、外国語表記の看板やパンフレット、2次交通の充実等を図り、外国人観光の受け入れ体制の充実と強化を図る。
- (コ) 温泉施設の定期点検・早期修繕による、適正な管理運営を図る。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

成果指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
観光入込客数	23.5万人	30万人

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	体験型農園整備事業	村	
	(3) 経営近代化施設 農業	雪冷施設整備事業	村	
		白神2期地区中山間地域総合整備事業	県	負担金
	(9) 観光又はレクリ エーション	暗門の滝歩道整備事業	村	
		観光施設整備事業	村	
		観光案内整備事業	村	
		インバウンド誘客促進事業	村	
		広域観光連携事業	村	ソフト事業
		温泉施設管理事業	村	
	(11) その他	担い手育成支援事業	村	ソフト事業
		食育推進事業	村	ソフト事業
		鳥獣害対策事業	村	ソフト事業
		特産品開発事業	村	ソフト事業

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
西目屋村全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり。また、減価償却の特例や地方税の課税免除について、積極的に周知を行い、県や周辺市町村などと連携し、情報発信を効果的に実施することで産業振興の促進に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

西目屋村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取組みを進める。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討する。また、民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進することとしている。

本計画では、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

行政用広報・緊急時における情報伝達手段として、昭和 58 年に村内全域をカバーする防災行政用無線（親局 3・子局 15）が設置された。さらに平成 21 年には機器の老朽化に伴い更新を図り、デジタル化した防災行政用無線を整備、平成 24・25 年度には情報伝達機能をより一層高めるため、全戸に戸別受信機を設置しており、災害時等において、より迅速で正確な情報伝達を行う体制づくりや、防災行政用無線システムの機能が確保できるよう耐震対策を講じてきた。また、情報格差の是正や地上デジタルテレビ放送の難視聴を解消するため、平成 21 年度に全世帯に光ケーブルを接続し、ブロードバンド環境を整える地域情報通信基盤の整備をした。あわせて、地上デジタルテレビ放送の空きチャンネルを活用した、ケーブルテレビ自主放送「西目屋テレビ」を配信し、行政情報をはじめとした、きめ細やかな地域情報の提供に努めている。しかし、設備の老朽化が進んでいることから、その対応が課題となっている。令和 2 年 12 月に耐震基準を満たした庁舎に役場機能を移転したが、防災行政用無線親局設備及び情報通信基盤設備等の移転は未実施となっており、早急に設備の移設更新を終える必要がある。

(2) その対策

ブロードバンド環境に対応する情報通信基盤（光ファイバ）を活用し、行政情報、福祉、医療、教育、防災等、幅広い分野における情報通信技術（ICT）活用の推進とともに、行政事務の更なる IT 化により電子自治体の推進を図る。また、現在情報通信手段として主流となる携帯端末通信の無線通信インフラ（Wi-Fi）の整備を進め、更なる情報通信技術の利用環境の充実を図る。

災害時等における重要な情報伝達手段である、防災行政用無線やテレビ放送の機能を維持するため、耐震基準を満たした施設に防災行政用無線設備及び情報通信基盤設備等を整備する。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域にお ける情報 化	(1) 電気通信施設等情報化の ための施設 防災行政用無線施設 有線テレビジョン放送施設 テレビジョン放送等難視聴 解消のための施設 ブロードバンド施設	防災行政用無線整備事業	村	
		自主放送設備整備事業	村	
		地上デジタルテレビ放送設 備整備事業	村	
		情報通信基盤設備整備事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、西目屋村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 村道

村道は、99 路線、総延長 55,589m で、その整備状況は改良率 69.0%、舗装率 73.9% である。1 級、2 級路線についても未整備路線が多く、また、幅員が狭く急勾配、急カーブ等、危険箇所も多いため計画的な整備が必要である。現状の道路は、橋りょうや舗装等の老朽化が進み、車両等の良好な通行に支障をきたしており、安全確保のため、道路施設の老朽化対策が必要である。

イ 農道

農道は、31 路線、総延長が 24,221m である。一般農道、りんご園農道もかなり整備が進んでいるものの幅員が 3.0m と狭く、農業の近代化に伴い大型化する農作業機の通行に対応できるよう、整備が必要である。

ウ 林道

民有林道は 19 路線、総延長 27,831m である。延長のみが長い路線も多く全流域を賄うにはまだ不足状態である。特に、本村は林野面積が 91.9% を占め集落が行き止まり状態であることから、集落と民有林が一体となった生活林道を位置づけし、自然景観に配慮しながら整備を推進していく必要がある。

エ 交通の確保

本村は中心市（弘前市）への交通手段として路線バスが唯一の公共交通機関となっており、弘前～西目屋村役場線が 1 日 10 往復運行され、通勤通学をはじめとして生活に欠くことのできない重要な交通機関である。しかし、近年自家用車の普及に伴いバス利用客が減少し、平成 29 年 11 月に大秋線が、平成 30 年に居森平線が廃止された。村では、代替交通として、コミュニティバスの実証運行を実施している。今後は、移動困難者の移動確保に向けた、村全体の交通手段のあり方を検討し、村における公共交通の役割を一層高め、持続可能な公共交通網を形成する必要がある。

また、除雪機械の整備を図り、冬期間の交通確保と安全に配慮する必要がある。その他にも、村中心部付近の主要な路線には流雪溝が設置されているが、中心部から離れた集落においては、未整備の路線が見受けられ、雪捨て場の確保にも苦慮している現状がある。

(2) その対策

ア 村道

村道の拡幅改良、危険箇所の改良整備等をし、また、道路及び橋りょうの長寿命化を図るための補修や舗装補修等、道路施設の老朽化対策を計画的に行い、車両等の安全を確保する。

イ 農道

農作業効率の向上や農業の機械化による従事者の省力、コスト低減による効率的な経営を推進するため、農道の開設・整備を図る。

ウ 林道

木材の利用促進等を進めるとともに、森林保全施策や、林業生産者の動向を十分に調査し、関係機関と調整しながら計画的に整備する。

エ 交通の確保

(ア) 路線バス事業者への助成により本村路線分の赤字額を補填し、地域住民の生活交通を確保する。また、コミュニティバスを運行し、交通弱者の移動手段の確保に努め、適宜見直しを行い、より効果的、効率的で持続可能な輸送体制を構築する。

(イ) 冬期間の交通については、除雪体制の充実のため、除雪機械の整備を図る。また、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。

(ウ) 雪捨て場の確保及び除雪作業の作業軽減を図るため、流・融雪溝を整備する。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう その他	村道舗装補修事業	村	
		村道橋梁補修事業	村	
		村道付属施設整備事業	村	
	(3)林道	県単林道事業	村	
		林道改良事業	村	
	(6)自動車 自動車	コミュニティバス車両更新事業	村	
	(8)道路整備機械等	除雪機械購入事業	村	
		除雪ステーション整備事業	村	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 交通施設維持	道路点検長寿命化修繕計画策定事業 【事業内容】 従来の損傷・劣化が大きくなってから対策を実施する事後保全から、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行し、計画的なコスト縮減、適切な維持管理を継続的にを行うことを目的に道路点検長寿命化修繕計画を策定する。 【事業の必要性】 住民の最も基本的な交通インフラである道路について、住民が将来にわたり安全・安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。 【見込まれる事業効果等】 道路の長寿命化と修繕に要するコストの削減が図られ、将来にわたり道路交通の安全性・信頼性を確保する。	村	
		橋梁点検長寿命化修繕計画策定事業 【事業内容】 従来の損傷・劣化が大きくなってから対策を実施する事後保全から、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行し、計画的なコスト縮減、適切な維持管理を継続的にを行うことを目的に橋梁点検長寿命化修繕計画を策定する。 【事業の必要性】 住民の日常的な生活交通経路である橋りょうについて、住民が将来	村	

		<p>にわたり安全・安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの削減が図られ、将来にわたり道路交通の安全性・信頼性を確保する。</p>		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西目屋村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、道路の老朽化の進行は、村民の生活に支障を来すことが想定されることから、事後対策的な維持管理から予防保全へと転換する。また、点検結果や補修工事履歴を適切に記録・管理することにより、健全な道路ネットワークの維持に取り組むこととしている。

本計画では、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 簡易水道

本村における水道施設は簡易水道施設で普及率は100%である。近年の水需要の急増に対し、水質悪化地域解消のため、昭和54年に田代・大秋・砂子瀬地区の3施設に統合し増補改良工事に着手したが、施設の老朽化も加わり今後も整備を要する箇所が多い。

イ 下水道

家庭生活により生じる生活雑排水などは、道路側溝と農業用水路を通り河川に自然放流されていたが、全地域において、農業集落排水施設が整備され、水質保全対策が進められている。しかし、施設への加入率は令和2年度で約78%と依然として未加入世帯も多く、今後も加入促進の啓発活動が重要である。

ウ 廃棄物処理

可燃物・不燃物等のごみ処理は、村で委託した業者が可燃物は週2回、不燃物は月1回、容器包装ごみは月2回、大型ごみは月1回収集し、弘前地区環境整備事務組合の弘前地区環境整備センターに運搬し処理している。

し尿処理については、弘前地区環境整備事務組合に加入し、村内全域を対象に共同処理を行っているが、施設の老朽化・処理能力の低下に伴う施設の改築・更新が必要となっている。

エ 消防

消防救急については、弘前地区消防事務組合に加入し広域消防体制となっており、田代地区の弘前消防署目屋分署に水槽付ポンプ自動車1台、救急車1台、広報連絡車1台を配備している。

非常備消防団については、団員定数80人・1本部3分団で組織され、消防自動車3台、可搬式小型動力ポンプ1台を配備している。近年、高齢化の進展と若年層の流出に伴い団員数が定数に満たない状況が続いており、新入団員の確保が課題となっている。水利施設は、住宅等の設置状況に応じて40m³級以上の防火水槽が64基、消火栓32基を設置している。また、住民の防火意識の高揚を図るため、婦人防火クラブが消防団と連携を図りながら活発な活動を展開している。

オ 住環境

安全で快適な住環境を確保するために、高齢化の進展やライフスタイルの変化などに対応した総合的な住宅政策の推進が求められている。

(2) その対策

ア 簡易水道

村内全域の簡易水道施設について、計画的な増補改良工事を進め安定的な水の供給に努める。また、水道水の安定給水・水質安定を図るために浄水施設、監視設備の整備及び耐震診断を行い、導・配水施設等の更新・整備を進めていく。

イ 下水道

本村では農業集落排水事業により全地区が整備されているが加入率が約78%とまだ低いため加入推進活動をより積極的に行う。また、既存施設の老朽化や汚水量の増加による処理場の処理能力低下を防ぐため、機能診断を行い、計画的な機能強化及び修繕を進めていく。

ウ 廃棄物処理

現在の広域処理体制を維持するとともに、分別収集の徹底や不法投棄に対する監視の強化などを関係機関と連携しながら進めていく。また、ごみの減量化や再資源化を推進し、循環型社会の構築を図る。

し尿処理については、MICS事業（汚水処理施設共同整備事業）の枠組みにより県流域岩木川浄化センター内に新たにし尿等希釈投入施設を建設し、下水処理場での一括した共同処理

に取り組む。

エ 消防

(ア) 常備・非常備ともに協調しながら、より一層の消防力の向上に努める。

(イ) 近年、多様化する災害に対応するため、計画的に消防車両や資機材、装備品の充実強化を図る。また、消防水利については、設置から年数が経過している防火水槽及び消火栓の計画的な更新に努める。

(ウ) 火災予防に対する意識の高揚・防火知識の普及などを図るため、婦人防火クラブなどの育成強化に努める。

オ 住環境

住宅のバリアフリー化、省エネ化、耐震化等、魅力的なむらづくりの実現に向けた住宅政策を推進し、安心安全で快適な居住環境の向上を図る。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

成果指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
農業集落排水加入率	78%	83%

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業	村	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水 施設	農業集落排水施設整備事業	村	
	(5) 消防施設	消防自動車整備事業	村	
		消防水利整備事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西目屋村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、定期的な点検などを継続的に実施し、適切な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、長寿命化を推進することでトータルコストの最小化に努める。また、老朽化が著しいものについては解体撤去を検討することとしている。

本計画では、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

平成 18 年度に民間委譲したたしる保育園には、令和 3 年 4 月 1 日現在 31 人が入所しており、共働き世帯の増加など多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や無料送迎バスの運行など充実した保育サービスの実施に努めている。

村では安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを実現するため、平成 20 年 4 月に『西目屋村少子化対策推進本部』を設置し、先進的な少子化対策に取り組んでいる。平成 22 年 11 月からは少子化対策を含む総合的な子育て支援対策として、名称を『西目屋村子育て支援対策推進本部』と名称を変更し、高校生までの医療費無料化や 0 歳以上の保育料無料化など、様々な子育て支援政策の拡充に努めており、今後も次世代育成支援としての施策を継続的に推進していく必要がある。

さらに、平成 26 年 9 月に、村内外へ子育て支援政策を PR し、「この村に住みたい」と思う方々を増やすため、また、行政のみならず、村民を含む地域社会全体で子育てを応援するという意識の確立に向け、『子育て応援日本一の村づくり』を宣言した。

イ 高齢者の福祉

令和 3 年 4 月 1 日現在の当村の 65 歳以上の人口は、533 人で全人口の 40.8%を占めている。高齢者の増加は、ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加につながっており、今後も介護サービスや高齢者福祉サービスに対する需要は増大していくものと予想される。村内には、特別養護老人ホームとグループホームが設置されており、福祉バスの整備や保健師の配置など高齢者に対する諸施策を講じ、福祉の増進を図っている。また、温泉優待券や無料券を発行しており、村内公衆浴場が高齢者の憩いの場、コミュニケーションの場として利用されている。

老人クラブの加入者は、令和 3 年 4 月 1 日現在 41 人在籍し、環境整備活動、ボランティア活動、学習活動、スポーツ活動等様々な活動が積極的に行われている。

今後、高齢化が急速に進展していく中で、高齢者の住みよい村づくりを進めるため、介護予防事業の強化や地域社会で高齢者を支え合う体制の構築を図る必要がある。

ウ その他の福祉の増進

母子・父子家庭、心身障害者などの要援護者への対策は、経済的自立の助長を促し、地域社会に見守られながら生きがいと安らぎを与えられるよう配慮する必要がある。

各種の経済的援助や福祉活動の充実を図りながら、地域ぐるみによる社会福祉の必要性を一人一人が認識する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- (ア) 心身ともに健康な児童を育成するため、公園等遊び場の整備や児童クラブの充実を図る。
- (イ) 育児相談や各種講演会など多様化する子育てニーズに対応した保育サービスの提供を図る。
- (ウ) 医療費助成や保育料の無料化など子育て世代を積極的に支援し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。
- (エ) 予防接種を推進し、疾病の発症及び重症化を防ぎ、医療体制のひっ迫を抑制し、安心した医療を受けることができる環境づくりに努める。

イ 高齢者の福祉

- (ア) 介護予防が必要な特定高齢者を把握し、介護予防の必要性を啓発するとともに、介護予防事業の充実を図る。
- (イ) 高齢者の生きがい対策として、老人クラブの育成支援や、学習・ボランティア活動の充実を図るとともに創作活動や伝統文化の継承などを積極的に推進する。
- (ウ) 地域包括支援センターの機能強化を図り、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの充実に努める。
- (エ) 高齢者の各種相談や健康の増進、レクリエーション等を気軽に体験できる環境を整える。

ウ その他の福祉の増進

(ア) 社会福祉活動の中核となる社会福祉協議会の育成強化を図る。

(イ) 要援護者に対する理解を深め、地域ぐるみの支援ができる体制を推進する。

(ウ) 福祉サービスに係る情報提供や相談体制を充実させ、要援護者が福祉サービスを利用しやすい環境づくりを推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(9)その他	認知症カフェ事業	村	ソフト事業
		生きがい活動支援通所事業	村	ソフト事業
		ねたきり高齢者等介護者援助事業	村	ソフト事業
		ひとり暮らし高齢者等除雪事業	村	ソフト事業
		長寿祝金支給事業	村	ソフト事業
		こども医療費助成事業	村	ソフト事業
		子宝育成奨励金等支給事業	村	ソフト事業
		予防接種事業	村	ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、西目屋村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本村の医療施設としては、昭和 54 年に診療所（委託経営）を設置し、平成 15 年までは週 2 回の診療を行っていたが、老朽化に伴い廃止された。現在は、弘前市医師会及び弘前地区消防事務組合目屋分署の協力のもと、弘前市の医療機関において、通常診療と救急救命医療の対応を行っているところであり、本村に適切な医療を提供するためには、引き続き連携する必要がある。また、できるだけ医療にお世話にならないように、本村は、平成 26 年 11 月 16 日に地域一丸となって健康増進を図る「健康長寿で生涯現役の村づくり宣言」をし、10 の村民宣言を実践することにより『長寿日本一の村』を目指している。

(2) その対策

- ア 夜間休日の救急医療確保のため弘前市を中心とした広域医療体制の確立を図る。
- イ 2 名の保健師を配置し、保健指導と予防医療の一体化を図り、村民の健康増進に努める。
- ウ 疾病の予防と早期発見のため各種健（検）診を積極的に行い、健（検）診に対する助成措置を講じていく。
- エ 病後回復者のための保健活動や後遺症患者に対するリハビリを促進するなど、保健福祉事業を積極的に展開する。
- オ 高齢者の重複受診などの傾向を防ぐため、健康相談などを通じ適正な受診に努めるよう働きかける。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、西目屋村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

(ア) 小学校

小学校は、昭和 51 年に 4 校から 2 校に統合され、さらに津軽ダム建設にともない平成 11 年度をもって 1 校が閉校となったため、現在は西目屋小学校 1 校となっている。

村の人口減少とともに児童数も減少し、昭和 50 年には 387 人を数えた児童も令和 3 年には 71 人にまで減少している。今後も過疎化・少子化等に伴う児童の減少が懸念される。

校舎は老朽化が進み対策に迫られていたが、弘前市への中学校教育事務委託の成立により空いた西目屋中学校校舎を改修し、新校舎として使用することで解消された。

(イ) 中学校教育事務委託

平成 27 年度における本村の中学生の数は 22 人にまで減少した。日常の学習や行事、部活動などの教育活動の実践が困難になったことに加え、都市部との教育格差が広がることが懸念されたことから、村では平成 23 年 7 月、隣接する弘前市長に対し、子ども達に対する望ましい教育環境の整備のため、中学校教育事務委託の申出を行った。その後、両自治体において保護者・地域と協議し理解を得た後、平成 24 年 5 月に両首長において基本合意し、以後 3 年間に及ぶ学校間・地域間交流を経て、平成 26 年 10 月に調印式が執り行われ中学校事務委託が成立した。平成 27 年 4 月より本村中学生は、スクールバスで弘前市立東目屋中学校に通学している。

今後は、弘前市と連携を図り、事務委託を円滑に進めながら、遠距離通学生徒の安全かつ安心な通学手段を確保するために、スクールバスの運行を維持する必要がある。

(ウ) 学校保健教育

小・中学校とも旧過疎法の計画期間中に、屋外運動場、プール等が整備され、児童生徒の体力向上、スポーツの振興に十分役立てることができるようになった。

また、学校給食は完全給食であり、平成 15 年の給食センターの完成により、より安全に提供できるようになっている。しかし、中学校の事務委託、児童数の減少により一食あたりのコストが上昇傾向にあり、あわせて設備機器の老朽化が進行し、更新に多額の費用を要することが課題となっている。

イ 社会教育

社会教育施設としては、中央公民館、大白公民館があり、各種講座が開かれるなど生涯学習の拠点施設として広く住民に利用されているが、経年による劣化で改修が必要な箇所も多くなってきている。地域のスポーツ施設としては、田代地区にテニスコート、ゲートボール場を整備し、地区住民の健康づくり・地域の連帯意識づくりの一環としても利用されている。しかし、本村には屋内体育施設はなく、学校開放等による学校施設に依存している状況である。また、第 80 回国民スポーツ大会カヌー競技(令和 8 年開催)が当村を会場に行われることとなっており、スプリント種目の開催予定地である「津軽白神湖」並びにワイルドウォーター及びスラローム種目の開催予定地である「目屋溪谷岩木川カヌー競技場」のコース整備が急務である。

(2) その対策

ア 義務教育

(ア) 小学校

校舎や体育館、学校関連施設の改修及び整備を促進し、教材器具等の充実を図る。

(イ) 中学校

弘前市との連携を図りながら、中学校教育事務の委託を円滑に進めるほか、生徒の安全性を確保するため、生徒の通学に対するスクールバスの運行等を支援する。

(ウ) 学校保健教育

給食センター施設の計画的な設備更新を進めるとともに、児童数の推移等を勘案しながら設備の集約化を図る。

イ 社会教育

(ア) 社会教育施設の計画的な改修整備を図る。

- (イ) 学校教育施設を広く一般に開放できるような管理運営体制の確立を図る。
- (ウ) ダム湖でのカヌー競技等の実施が可能となるよう施設の整備を図る。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

西目屋村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、将来の児童数や社会環境の変化により、学校の適正規模・適正配置を検討する。また、計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進することとしている。

本計画では、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村の基幹集落は7集落で、ほとんどが県道沿いに分布している。旧過疎法に基づき、これまで基幹集落圏から遠距離にあった高森地区9戸、平沢地区16戸、鬼川辺地区5戸の集落移転事業を実施し生活環境の向上に努めてきた。津軽ダム建設に伴う水没地域に位置する砂子瀬、川原平の2集落は、住民移転が完了しており、移転対象世帯179世帯のうち52世帯が田代地区に造成した住宅団地に移転している。また、集会施設については、各集落の地域住民のコミュニティ活動の拠点として活用されているが、老朽化が著しい施設もあり、計画的な整備が必要である。その他流雪溝については、村中心部付近の主要な路線に設置されているが、中心部から離れた集落においては、未整備の路線が見受けられ、雪捨て場の確保にも苦慮している現状がある。

(2) その対策

- ア 集落活動や交流の活性化を図るため、集会施設の整備推進を図る。
- イ 雪捨て場の確保及び除雪作業の作業軽減を図るため、流・融雪溝を整備する。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

西目屋村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や配置見直しの取組みを進め、老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化も含めて検討する。また、民間活力の導入とあわせて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進することとしている。

本計画では、施設整備を計画的かつ効率的に実施することとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

現在、本村の指定有形文化財は1件である。平成5年に文化財保護条例を制定し、文化財の保護整備を図ってきたが、維持補修にかかる経費等の課題が残っている。また、高齢者の持つ民族技術・伝統芸能も数多くあり、今後、文化財の保護と伝統芸能等の継承に努める必要がある。

(2) その対策

- ア 高齢者の優れた技術や伝統芸能の継承、文化財の保護に努め、その促進を図る。
- イ 村指定文化財等の保存体制の整備を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、施設整備を計画的かつ効率的に実施することとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年、地球環境問題についての関心が高まっており、特に地球温暖化防止対策は緊急の課題として、太陽光やバイオマス資源などの自然エネルギーを活用した脱炭素型社会への転換が求められている。本村においても、公共施設における自然エネルギーの導入等を通じて、環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要がある。

(2) その対策

脱炭素社会の実現を図るため、公共施設に太陽光やバイオマス資源、温泉熱、地熱など自然エネルギーを活用するための設備を導入し、再生可能エネルギーの活用を促進する。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全

本村には、原始的なブナ林や暗門の滝など、世界に誇れる貴重な財産があり、地域住民は、以前から豊かな自然を生活の一部に取り入れ、自然との調和を図りながら生活をしてきた。このように恵まれた自然をこよなく愛し、住みよい村づくりを継続していくためには、自然環境の価値を再認識し、より魅力的で快適な環境づくりに取り組む必要がある。

イ その他

旧役場庁舎（豪雪山村開発総合センター）やりんご低温貯蔵庫等の廃止された施設については、老朽化し倒壊や飛散、火災等の危険性があり、地域住民の安全・安心を確保する必要がある。

(2) その対策

ア 世界遺産白神山地を有する村として、自然との共生に重点を置いた地域社会を構築し、観光と環境を共存させるエコツーリズムの推進を図るため、電気自動車の導入や急速充電器の設置を促進し、環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減を図る。

イ 供用廃止となった施設については、基金の積立てにより、計画的に解体撤去を行うことで、地域住民の安全性の確保を図る。

上記に記載した施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域持 続的発展特別事 業 基金積立	過疎対策基金積立事業 【事業内容】 供用廃止となった施設の解体 撤去を行うため基金積立するも の。 【事業の必要性】 地域住民が将来にわたり安全 に安心して生活することができる 地域社会の実現を図るため、 供用廃止となった施設の解体撤 去を推進する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 解体撤去を行うことにより、 倒壊等の危険がなくなり、地域 住民の安全・安心の確保が図ら れる。	村	
	(2) その他	電気自動車活用促進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、西目屋村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設整備を計画的かつ効率的に実施し、長寿命化・集約化を図ることとしていることから、当該西目屋村公共施設等総合管理計画と整合している。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 交通施設維持	<p>道路点検長寿命化修繕計画策定事業</p> <p>【事業内容】 従来の損傷・劣化が大きくなってから対策を実施する事後保全から、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行し、計画的なコスト縮減、適切な維持管理を継続的に行うことを目的に道路点検長寿命化修繕計画を策定する。</p> <p>【事業の必要性】 住民の最も基本的な交通インフラである道路について、住民が将来にわたり安全・安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 道路の長寿命化と修繕に要するコストの削減が図られ、将来にわたり道路交通の安全性・信頼性を確保する。</p>	村	<p>道路の長寿命化のためには修繕計画の策定が必要不可欠である。策定した計画に基づき順次整備することで、日常生活における安全の確保及び利便性の向上が図られることから、地域の持続的発展に必要な事業である。</p>
		<p>橋梁点検長寿命化修繕計画策定事業</p> <p>【事業内容】 従来の損傷・劣化が大きくなってから対策を実施する事後保全から、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行し、計画的なコスト縮減、適切な維持管理を継続的に行うことを目的に橋梁点検長寿命化修繕計画を策定する。</p> <p>【事業の必要性】 住民の日常的な生活交通経路である橋りょうについて、住民が将来にわたり安全・安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの削減が図られ、将来にわたり道路交通の安全性・信頼性を確保する。</p>	村	<p>橋梁の長寿命化のためには修繕計画の策定が必要不可欠である。策定した計画に基づき順次整備することで、日常生活における安全の確保及び利便性の向上が図られることから、地域の持続的発展に必要な事業である。</p>

<p>1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p>	<p>(1) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立</p>	<p>過疎対策基金積立事業 【事業内容】 供用廃止となった施設の解体撤去を行うため基金積立するもの。 【事業の必要性】 地域住民が将来にわたり安全に安心して生活することができる地域社会の実現を図るため、供用廃止となった施設の解体撤去を推進する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 解体撤去を行うことにより、倒壊等の危険がなくなり、地域住民の安全・安心の確保が図られる。</p>	<p>村</p>	<p>老朽化により倒壊事故等の危険がある村有遊休施設を解体撤去することで、地域住民の安全・安心の確保が図られることから、地域の持続的発展に必要な事業である。</p>
--------------------------------	-----------------------------------	---	----------	--